

外部評価委員会の評価方針（案）

1 令和 6（2024）年度の進め方

総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。

なお、個別施策と計画事業については、令和 5 年度の取組・評価に加え、令和 6 年度の取組状況も踏まえ、評価します。

2 評価の進め方

（1）内部評価等の確認

内部評価シート（施策評価シート、計画事業評価シート、経常事業取組状況確認シート）及び関係資料を基に、評価対象の施策及び事業の内容及び内部評価結果について確認します。

（2）ヒアリング等の実施

① 勉強会（論点整理等）

評価対象の施策及び事業について学習及び論点整理を行い、ヒアリングの際の質問を取りまとめます。

② ヒアリング

評価対象の施策及び事業について、ヒアリングを実施します。

①で取りまとめた質問を元に、所管課長等と質疑応答を行います。

③ 文書質問等

ヒアリングにおける質疑応答の補足として、文書質問等を行います。

（3）個人としての評価

上記 2（1）（2）を踏まえ、外部評価チェックシートを用いて、個人としての評価（区が実施した内部評価を踏まえての評価）を行います。

評価の理由や意見については、趣旨を明確に、分かりやすく記入します。

施策評価及び計画事業評価における評価については、必ず評価の理由を記入します。

それ以外の項目については、意見がある場合に記入します。

（4）部会としての評価

個人としての評価を基に、部会ごとに審議し、部会としての評価をまとめます。

(5) 委員会としての評価

部会としての評価を基に委員会全体で審議し、委員会としての評価をまとめます。
その後、評価結果を区長に報告します。

3 評価に当たっての留意事項（外部評価三原則）

(1) 外部評価に当たって

内部評価を踏まえ、区民の視点（生活者としての視点、サービスの受け手としての視点、協働の相手方としての視点、専門家としての視点など）に立って評価を行います。
事業の要・不要について評価を行うものではありません。

(2) 評価の理由や意見を明確にする

行政評価の目的の一つに「説明責任を果たすこと」があります。内部評価はもちろん、外部評価においても、評価を行うに当たっては自分の意見等を明確にし、分かりやすく伝えるようにします。

(3) 責任と思いやりを持つ

委員会は原則として会議を公開としています。委員会における発言は全て公になることを意識し、責任を持った発言をします。

また、委員会の議事は、最終的には出席委員の過半数をもって決することになっています。しかし、これまで委員会では、十分な議論の下、全体の合意を得た一つの結論を導き出してきました。議論に当たっては、自分の意見を主張することも大切ですが、相手の意見を真摯に受け止め、尊重し、互いに協力して全体としての一つの結論を作り上げるのが大切です。

お互いを思いやった有益な「意見のキャッチボール」を行います。